準用する同法第二十八条第四項の規定によって、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間 項の規定によって、 縦覧に供する。 及び保護に関する指針の案(以下「指針案」という。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 次の区域を特別保護地区に指定しようとするので、 (平成十四年法律第八十八号) 第二十九条第一 )を平成十九年七月十七日までの間 同条第四項において

広島県知事に意見書を提出することができる。 なお、当該区域の住民及び利害関係人は、当該指針案について、 縦覧期間満了の日までに

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 特別保護地区の名称

大浜崎鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

会社所有地の区域一円 尾道市因島大浜町地内の大浜崎公園の区域のうち県有地及び本州四国連絡高速道路株式

三 特別保護地区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

2 特別保護地区の指定目的

図る。 普及啓発上重要な区域であるため、 キジ等多様な鳥類の良好な生息地となっており、身近な生息地として、鳥獣保護思想の ジロ、シジュウカラ、ウグイス、キジバト、ホオジロ、ツグミ、 る野鳥の森があり、みかん等食餌植物が植えられている。イカル、 る。東側は海に面し、 当該区域は、 瀬戸内海国立公園特別地域内にあり、 林野はクロマツを中心とし一部竹林となっている。県の整備によ 特別保護地区に指定し、 かつ大浜崎公園の区域内に位置す 特にその生息環境の保全を ジョウビタキ、 セグロセキレイ、メ エナガ、

- 3 管理方針
- 配慮する。 区域内の生育環境の把握に努め、 鳥類の安定的な生息に支障が及ぶことがない よう
- に対応する 農林水産業等被害防止のための有害鳥獣捕獲につい ては、 実情を十分考慮し、 適切
- 五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び尾三地域事務所農林局林務課